

## 全私保連ニュースⅡ 《平成24年2号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 3 枚)

### 子ども・子育て新システムの早期実現に向けた重点要望事項について

#### 《トピックス》

○ 子ども・子育て新システム関連法案が、今国会に提出されたことに鑑み、当連盟保育制度検討会における協議の結果、与野党の各国会議員に向けた、新システムの早期実現のための要請活動が行われました。

(自民党国会議員への要請活動について)

○ 4月18日から19日にかけて、自民党各国会議員の方々には、会長、予対委員長・副会長、常務理事を中心に懇談を行い、とくに「子どもを社会保障改革の柱に位置づけて、すべての子どもの良質な成育環境を向上し、将来に向けて保障するための財源確保をお願いしたい。」旨要請を行いました。

○ 各国会議員の方々からは「消費税を上げて少なくとも1%は子どもに回さなければならない。」旨述べられ、懇談を終了しました

(公明党合同会議ヒアリングでの要請活動について)

○ 19日に行われた公明党「内閣部会、厚生労働部会、文部科学部会、「子どもの育成支援委員会」合同会議」より出席要請を受け、会長、予対委員長・副会長、常務理事を中心にヒアリングに臨みました。本連盟近藤会長からは「初めて子ども問題が取り上げられ、社会保障の柱となったことは大変喜ばしい」ことが説明され、下記の要望事項について説明を行い要請されました。

○ 各国会議員の方々より「地元議員からはむしろ反対する人の意見が届けられたり、新システムの内容について問い合わせを受けることも多い。その際は、そのようなことはないという旨で回答し、よく勉強するようにと伝えている。ぜひ私保連としても各地域において公明党の地元議員に説明をするような働きかけを行ってほしい。」旨発言され、以降も必要に応じ懇談、意見交換の機会を持つこと等を交わしました。

※ 右記 公明党サイトに掲載されています。 [http://www.komei.or.jp/news/detail/20120420\\_7887](http://www.komei.or.jp/news/detail/20120420_7887)

### 子ども・子育て新システムの早期実現に向けた重点要望事項

平成 24 年 4 月 19 日

公益社団法人 全国私立保育園連盟

先般、経団連の研究機関である 21 世紀政策研究所は、2050 年までの日本と世界 50 か国・地域の長期経済予測を発表しました※。その中では、四つのシナリオに基づいて日本経済の成長率や規模の試算が行われていますが、「少子高齢化の本格化」で日本は 30 年代以降にマイナス成長に転じ、効果的な成長戦略を実施しなければ先進国から脱落しかねないとの見通しを示しています。※「グローバル JAPAN—2050 年 シミュレーションと総合戦略—」(一般社団法人 日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所グローバル JAPAN 特別委員会 H24. 4. 16)

「30 年代以降」とは、正にいま育つ乳幼児期の子どもが、成人を迎える時期を示唆しています。子どもを取り巻く現状は、貧困世帯、被虐待児の増加、待機児童問題と人口減少の進行、校内暴力、登校拒否、不登校、ひきこもりの増大等、この国の将来の在り方に重大な影響を及ぼす問題が山積しています。さらに、そうした子どもたちを支える保育現場では、勤務の長時間化、非正規の増加による労働条件と処遇の悪化と共に、慢性的な職員不足に悩まされ、保育の質と子どもたちの保育条件に重大な影響を生じさせています。

将来に向けて、すべての子どもにとって良質な成育環境を保障していくことが重要であり、全国 7,600

園以上の認可私立保育園からなる私たち公益社団法人 全国私立保育園連盟として以下にご要望申し上げます。ぜひともご理解下さり、特段のご理解とご尽力を賜りますようお願いいたします。

1. 社会保障と税の一体改革に向けては、年金、医療、介護のみならず、すべての子どもに良質な保育環境を保障できる「子どものための財源確保」をお願いします。
2. 待機児童問題を持つ都市部や人口減少地域等も含めて、全国どこでも、いつでも、すべての子どもと家庭を支援できる制度を早急を実現されることを求めます。  
とくに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月27日:福田内閣)から自公政権で検討されてきた子育て支援策を踏襲した「子ども・子育て新システム」の早期実現を切に願います。
3. 併せて、ワーク・ライフ・バランスの早期実現をお願いします。
4. 認可外も含めたすべての子どものための保育環境について、諸外国のレベルに十分見合う質の向上が実現される施策の推進をお願いします。
5. 社会的にも指摘される、他業種と比しても低い保育士の雇用環境が、できる限り早く向上される施策の推進をお願いします。

(参考1) よく出される意見の項目について ～ 現行制度と新システムの比較 ～

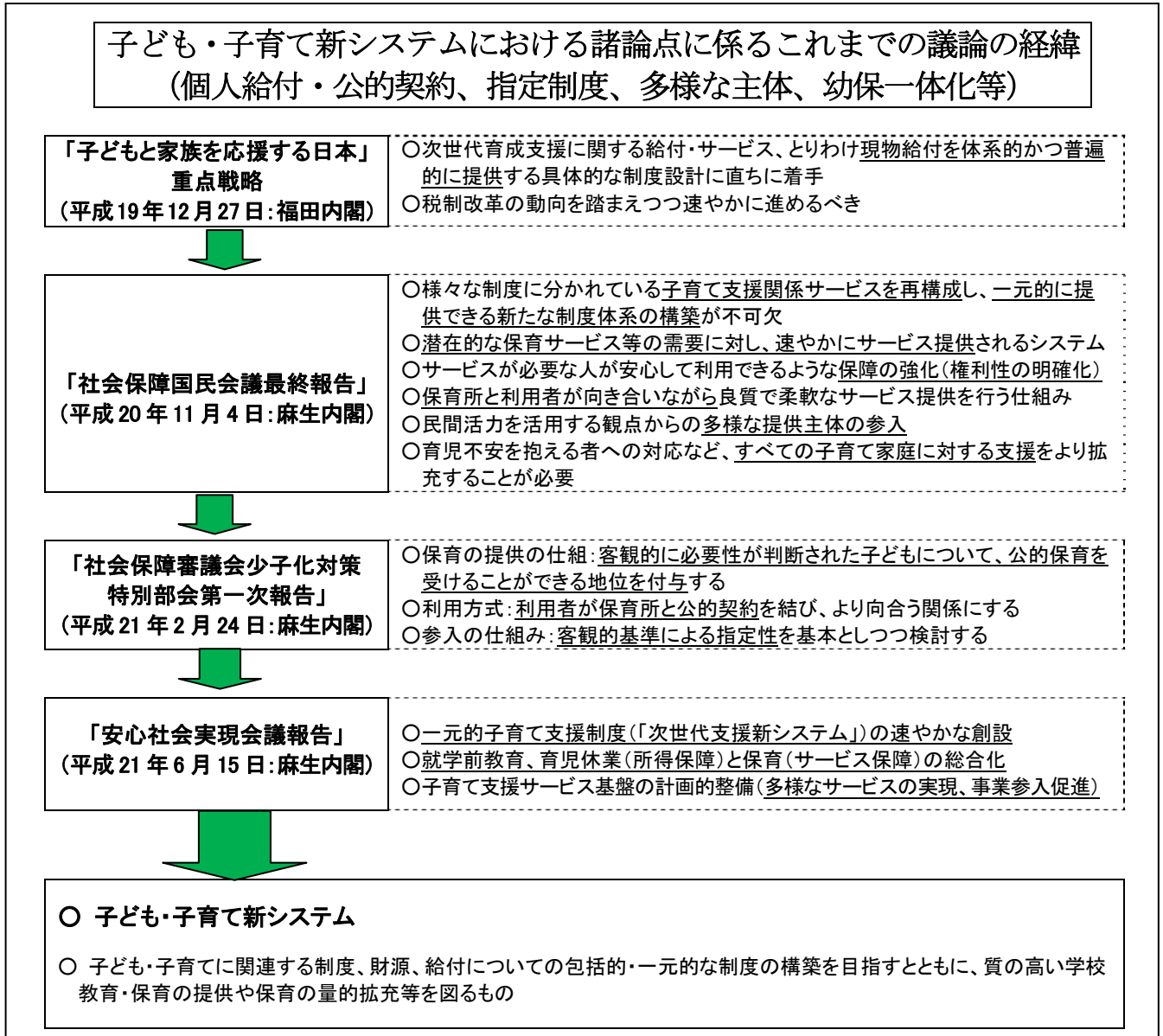
公益社団法人 全国私立保育園連盟 作成 H24.3

	【現制度下】	【新システム下】
① 入園申込みが拒絶された場合	○ ・ 施設に応諾義務あり (児童福祉法第46条の2)	○ ・ 施設に応諾義務あり (子ども・子育て支援法第34条)
② 園内で事故が起きた場合	○ ・ 事故と相当因果関係のある 不法行為をした者が損害賠償	○ ・ 事故と相当因果関係のある 不法行為をした者が損害賠償
③ 園が倒産した場合	○ ・ 撤退は認可が必要	○ ・ 撤退は認可が必要(認可施設) ・ 指定施設にも撤退規制
④ 保育料が滞納された場合	○ ・ 市町村が強制徴収	○ ・ 市町村が強制徴収 (代行徴収制度)
⑤ 株式会社が参入した場合	○ ・ 設置が可能 ・ 配当に対する法的規制なし	○ ・ 設置が可能 ・ 配当に対する法的規制あり (総合こども園)
⑥ 保育の提供方法について	○ ・ 現物給付	○ ・ 法定代理受領で現物給付化
⑦ 待機児童問題について	× ・ 市町村に保育の実施義務 (現・児童福祉法第24条) ・ 待機児童数が50人以上の市町村のみ が事業計画を策定 ・ 認可施設の設置以外に国が安定的に 財政支援する手段なし	○ ・ 市町村に保育の確保義務 (新・児童福祉法第24条) ・ 全市町村が事業計画を策定 ・ 認可施設に加え質の高い認可外保育施設、 小規模保育、家庭的保育等も国が安定的に 財政支援
⑧ 需給調整	× ・ 認可制度上の行政裁量に よって需給調整	○ ・ 指定制度上の法的根拠によって 透明なプロセスを経て需給調整
⑨ 過疎地等で児童数が著しく減少した場合	× ・ 小規模保育の制度なし ・ 定員20人以上が社会福祉事業	○ ・ 小規模保育を制度化し国が 安定的に財政支援 ・ 定員10人以上が社会福祉事業
⑩ 虐待が疑われる場合	× ・ 市町村が措置できない	○ ・ 市町村が措置できる

⑪ 親が失業した場合	×	・原則として保育所から幼稚園に移る	○	・同じ総合こども園で継続
⑫ 幼保の機能の一体化	×	・幼保別々の二重の制度(認定こども園)	○	・一本化された制度(総合こども園)
⑬ 保育における教育	×	・学校教育体系での位置付けなし(保育所)	○	・学校教育体系での位置付けあり(総合こども園)
⑭ PDCAサイクル	×	・子育て関係者が一同に会する機関なし	○	・子ども・子育て会議を設置

(参考 2)

厚生労働省作成資料から引用 H24.4



\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp